# 「愛南町中小企業・小規模企業振興基本条例」制定の意義・概要

愛南町商工観光課

### 1 なぜ条例制定が必要なのか?

町内には、約1,100の事業所があり、そこで約6,300人の方が働いています。本町では、その事業所の大部分が中小企業であり、8割以上が小規模企業になります。

町内企業の大部分を占める中小企業等は、本町の経済と雇用を支えるとともに、町内の消費の循環、 地域の活性化など重要な役割を担っていますが、昨今のコロナ禍による経済的打撃と相まって、中小企 業等の振興は喫緊の課題となっています。

こうした中、中小企業等の持続的な成長・発展のためには、中小企業等の自主努力のみではなく、各 主体が役割を果たし、協力し合いながら、愛南町全体で中小企業等の振興に取り組むことが必要です。

※中小企業・小規模企業とは…下表の資本金・従業員数のいずれかの基準を満たす事業者

業種	中小企業		小規模企業
	資本金・出資総額	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下	20 人以下
卸売業	1億円以下	100 人以下	5人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5人以下

## 2 「愛南町中小企業・小規模企業振興基本条例」の全体像

#### 町

- ・振興施策の実施
- ・中小企業等、関係機関および 町民との連携・協力
- ・工事の発注等における受注機 会の増大

#### 商工会

- ・中小企業等への積極的な支援
- ・振興施策との連携

### 中小企業・小規模企業

- ・経営基盤の強化 ・人材の育成
- ・雇用環境の充実・振興施策への協力
- ・地域資源の積極的な利活用
- ・商工会への加入努力

#### 町民

・町産品の消費、町内サービスの 利用などで協力

### 金融機関

- ・経営相談や資金需要への対応な ど経営の向上・改善への協力
- ・振興施策との連携



#### 中小企業・小規模企業の成長・発展

●売上増加や雇用の維持・拡大



### まちの発展

●本町経済の活性化 ●町民生活の向上

## 3 条例制定により、今後はどうなるのか?

中小企業等の振興の目的や施策の基本方針が明確になったため、今後の中小企業等の振興施策に反映 し、中小企業等に対し、より効果的な支援を行います。

また、町、中小企業等、商工会、金融機関および町民の役割・協力により、愛南町が一体となって中小企業等の振興施策を推進することで、本町経済の活性化と町民生活の向上を目指します。